

## 第65回東京都社会福祉審議会会議録

### I 会議概要

1 開催日時 平成29年4月27日(木) 午前10時から

2 開催場所 第一本庁舎16階 特別会議室S6

3 出席者 【委員】

平岡委員長、森本副委員長、秋山委員、井上委員、白波瀬委員、筒井委員、山田(昌)委員、和気委員、畔上委員、河野委員、斉藤委員、成澤委員、横山委員、渡邊委員、琴寄委員、中村委員、山田(広)委員、小林委員

(以上18名)

【都側出席者】

梶原福祉保健局長、後藤総務部長、奈良部企画担当部長、古賀事業推進担当部長、村田指導監査部長、西山医療政策部長、坂本生活福祉部長、高原障害者施策推進部長、福祉保健局及び関係局説明者

### 4 会議次第

1 開会

2 審議事項

- (1) 委員長の選任について
- (2) 専門分科会の設置について
- (3) その他

3 閉会

○齋藤企画政策課長 ただいまから、第65回社会福祉審議会総会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。私は、事務局の福祉保健局企画政策課長の齋藤と申します。よろしくお願い申し上げます。

ご議論に入る前に、事務局より何点かご連絡をさせていただきます。以降は着座にて失礼いたします。

まず、委員の出欠状況についてでございます。本審議会の委員総数28名のうち、本日も出席の委員は18名でございます。お手元の配付資料の1、5ページをお開き願います。東京都社会福祉審議会条例施行規則第4条第1項によりまして、本審議会は委員の過半数の出席により議事を開催できることとなっておりますので、定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、お手元に会議資料を配付してございますので、ご確認をお願いしたいと存じます。まず、会議次第がございまして、資料1は本審議会の設置根拠となります関係規程集でございます。資料2は第21期東京都社会福祉審議会の「委員名簿」、「幹事・書記名簿」でございます。資料3は本年2月14日にお取りまとめいただきました、前期の当審議会の意見具申の概要、資料4は前期具申の要約、資料5が意見具申の本文でございます。資料6は都民の皆様向けに福祉保健局が作成をいたしました、今年度の取り組みでございます「2017東京の福祉保健」、資料7は福祉保健局の重要施策を冊子にまとめました「東京の福祉保健2017分野別取組」でございます。また、本年4月にご就任いただきました委員には委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

資料の確認は以上でございます。不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に会議の公開についてご説明いたします。当審議会は、東京都社会福祉審議会規程第2条の2の規定により公開となっております。本日は、傍聴の方がいらっしゃいますのでお知らせをいたします。なお、議事録は東京都のホームページで公開させていただきますが、都の情報公開の基準では審議会の議事録につきまして、会議開催後速やかに公開することとされております。確認の期限を区切らせていただき、それまでにいただいた修正意見を議事録に反映して、ホームページで公開という形をとらせていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

今回は、4月1日に委員改選が行われてから初めての総会となりますので、委員長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。

初めに、第21期本期の委員のご紹介をさせていただきます。お手元に配付いたしました資料2の名簿をご参照いただければと存じます。私の座席から時計回りにお名前をご紹介します。

まず、和気委員。

それから、横山委員。

山田委員でございます。

山田委員でございます。

平岡委員でございます。

成澤委員でございます。

中村委員でございます。

それから、森本委員でございます。

白波瀬委員でございます。

それから、斉藤委員でございます。

小林委員でございます。

琴寄委員でございます。

河野委員でございます。

井上委員でございます。

畔上委員でございます。

秋山委員、筒井委員、渡邊委員からはご到着がおくれるとのご連絡をいただいております。また、本日ご欠席の連絡をいただいております委員は、小口委員、前田委員、阿部委員、尾崎委員、寺田委員、高橋委員でございます。

以上で、委員のご紹介を終わらせていただきます。事務局側の出席者につきましては、資料2の2枚目の両面でございます幹事・書記名簿をもちましてご紹介にかえさせていただきます。また、本日は福祉保健局長の梶原も出席しております。

次に、委員長を選任でございます。お手元の資料1の7ページ、東京都社会福祉審議会規程の第2条第1項によりまして、本審議会には委員の互選により委員長を置くこととなっておりますが、立候補あるいはご推薦はございますでしょうか。横山委員、お願いいたします。

○横山委員 ただいまの委員長の推薦の件でございますが、前期の本審議会におきまして検討分科会の会長として意見具申の取りまとめにご尽力いただきました平岡公一委員に、ぜひ委員長をお願いしたいと思います。

○齋藤企画政策課長 ただいま、横山委員から委員長として平岡委員をご推薦いただきましたがいかがでしょうか。

(異議なし)

○齋藤企画政策課長 それでは、ご異議がないようですので平岡委員に委員長をお願いいたしたいと存じます。恐れ入りますが、平岡委員には委員長席にお移りいただければと存じます。

さっそくではございますが、平岡委員長からご挨拶をお願いいたします。

○平岡委員 ただいま委員長にご選出いただきました平岡でございます。

これまで何期か委員を務めさせていただいておりますけれども、まだまだ経験不足で、この役割を十分果たせるかどうか、心もとない面もございますが、委員の皆様方のご指導と事務局の皆様のご協力をいただきまして、円滑な審議に努めてまいりたいと思います。何とぞよろしくをお願いいたします。

○齋藤企画政策課長 ありがとうございます。

それでは以降の議事進行につきましては、平岡委員長をお願いいたします。

○平岡委員長 はい、ありがとうございます。それでは、これ以降私から議事を進めさせていただきます。

最初に副委員長の選任についてでございます。資料1の7ページをお開きいただきまして、東京都社会福祉審議会規程第2条第3項によりまして、副委員長は委員長が指名することとなっております。前期の本審議会の検討分科会におきまして、副分科会長を務めていただいた森本佳樹先生に副委員長をお願いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、森本委員に副委員長をお願いいたします。森本委員には、副委員長席にお移りいただければと思います。

それでは、森本副委員長からご挨拶をいただきますでしょうか。

○森本副委員長 森本でございます。

前期の審議会で意見具申、平岡先生の分科会長ところで分科会長のお手伝いをさせていただいたのですが、十分に力を発揮できなかったところもあって、平岡先生にご迷惑をおかけしたので、今回は、できるだけ委員長をサポートして全体の進行がつつがなくいように努めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○平岡委員長 それではどうぞよろしくをお願いいたします。

次に、本日は梶原福祉保健局長がいらっしゃっていますので、ご挨拶をいただきたいと

思います。よろしくお願いいたします。

○梶原福祉保健局長 おはようございます。福祉保健局長の梶原でございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中東京都社会福祉審議会の委員をお引き受けいただきまして、心から感謝申し上げます。

ただいま選任されました平岡委員長、森本副委員長におかれましては、今後の審議会の運営につきまして、特段のお力添えを賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

また本日はご欠席でございますが、前期の審議会において委員長を務められました高橋紘士委員、それから副委員長を務められました小林委員におかれましては、大変長い間東京都の社会福祉の発展のためご尽力いただきまして、まことにありがとうございます。今期も引き続きご高見を賜りたいというふう存じますので、よろしくお願い申し上げます。

今期から3名の公募委員の皆様を含め、6名の委員の皆様新たに審議に加わっていただいております。それぞれの立場、視点からの貴重なご意見を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本審議会におかれましては、これまでも東京都の社会福祉政策につきましてご提言をいただいております。前期の審議会では、地域包括ケアシステムを支える人材についてご議論をいただきました。ご提言の内容は、専門職の確保から地域住民によるインフォーマルな支え合いまで、まさにこれからの東京の福祉人材施策の方向性について、非常に貴重なご提言をお取りまとめいただきました。今後、意見具申もしっかりと踏まえながら、都民の皆様を初め、事業者、区市町村や関係機関などさまざまな方々と連携しながら、大都市東京にふさわしい世代や領域を超えた地域包括ケアシステムの構築を進めてまいりたいというふうに思っております。

都におきましては、昨年12月に2020年に向けた実行プランを策定し、向こう4年間の都政の方向性を明らかにいたしました。福祉保健医療分野に目を向けますと、今年度は高齢者、障害者、子供子育て、保健医療の各行政計画が一斉に改定もしくは中間の見直しの時期を迎える年でございます。オリンピック・パラリンピックが開催される2020年、さらには東京において人口のピークを迎え、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据えますと、今年度は都の福祉保健行政にとって、まさに大きなターニングポイントとなる重要な年でございます。委員の皆様におかれましては、さらなる東京の社会福祉の発展に向け、ご指導賜りますとともに、お力添えをいただきますよう心よりお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。

それでは次の議事に移らせていただきます。

議事の2、専門分科会の設置について事務局からご説明をお願いいたします。

○齋藤企画政策課長 それでは、専門分科会の設置につきましてご説明を申し上げます。

資料1の7ページをお開きください。

東京都社会福祉審議会規程第3条第1項により、本審議会に民生委員の適否の審査を行う民生委員審査分科会と、身体障害者の障害程度の判定などを行う身体障害者福祉分科会を置くこととされております。さらに、同じく資料1の3ページ、社会福祉法施行令第3条第1項により、身体障害者福祉分科会には審査部会を設置することとされております。各専門分科会及び審査部会に属する委員につきましては、社会福祉法施行令第3条第2項により、委員長が指名することとなっております。以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

分科会のうち、身体障害者福祉分科会に属する委員及び臨時委員につきましては、昨年11月25日付で指名が行われ、本年2月に開催いたしました第64回総会において既に報告をいたしておりますので、本日は民生委員審査分科会の委員を指名させていただきます。ただいま名簿をお配りいたしますので、しばらくお待ちください。お手元に資料がございますでしょうか。

民生委員審査分科会の所属委員につきましては、お配りしました名簿に記載の皆様をお願いしたいと思います。お名前の読み上げは省略させていただきますが、よろしくお願いいたします。

また、身体障害者福祉分科会及び審査部会の名簿につきましても、参考にお配りしております。

なお、各分科会の会長及び審査部会長の選出につきましては、それぞれの分科会、審査部会において互選いただくこととなっております。

次に、前期の意見具申の内容につきまして事務局から簡単に概要のご説明をお願いいたします。

○永山福祉人材施策推進担当課長 福祉人材施策推進担当課長の永山でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にてご説明申し上げます。

それでは、お手元の資料の資料3、4、5が前期の関係になるんですけども、私のほうからは白い冊子の資料5のほうで、ポイントだけご説明を申し上げたいと思いますので、資料5のほうをご用意いただきたいと思います。

それでは表紙をおめくりをいただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。3ページを、3枚おめくりいただきますと目次がございますので、目次をごらんいただきたいと思います。

全部で構成は「はじめに」と「第1章」「第2章」、それから「おわりに」という四つの構成になっております。

まずは、第1章で前期具申後の動向をご説明いただきまして、第2章で「人材の在り方と役割」ということで、中身につきましては二つに分かれておりまして、フォーマルサービスに従事する人材につきまして、それから第2節では、インフォーマルサポート等に参加する地域住民等についてという中身になっております。

それでは、具体的な内容についてポイントをご説明申し上げたいと思います。

それでは、1ページ「はじめに」をごらんいただきたいと思います。ここでは、この意見具申のテーマ設定についての記述がございます。下の二つ目のパラグラフでございますけども、18期、19期、ここで施策の基本的な方向性、考え方というものを意見具申をいただきました。その後、やはりその施策を結びつけるには、人材がどう確保できるかといったことが重要であるというようなことから、その人材につきまして、専門事例だけでなく、地域住民も含めて広い意味での人材についてトータルに検討が求められるというご指摘をいただきまして、そのご指摘を踏まえて、20期につきましてはご議論いただいたということになっております。

続きまして次ページ、3ページからが第1章でございまして、ここからは社会の状況、人口構造であるとか、あとは4ページ、5ページ、労働市場の状況がございます。それから、6ページからが国の施策展開ということになります。そして8ページからが都の施策展開、特に9ページがその中での都の人材施策の展開ということがございまして、その中では、まず27年度からの国の「キャリア段位制度」を活用したキャリアパスの導入の事業者、それから元気な高齢者の方々の参加を促すような事業の支援の開始ということ、それから宿舎借り上げについての26年度からの保育士、それから28年度は介護職員も対象にしたといったことも記述がございます。

続きまして10ページにつきましては、28年度からの事業の説明で、若者層を対象に

ということでイベントを開催したり、それから有償インターンシップの開始、それから28年6月には22団体が参画する福祉人材施策推進機構というものを設置しまして、福祉人材センターとも連携して、強力に進めていくという体制を整えたということでございます。この辺が、この意見具申に至るまでの背景ということでございます。

11ページからが、第2章ということで内容に入っておりまして、11ページにつきましては地域包括ケアにつきましの定義、これは地域包括ケアにつきましても、一般的に高齢者の部分で語られることが多いんですが、世代にかかわらず全ての人々が地域で安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すものということで、これで地域包括ケアシステムについての定義をしていただいて、それ以降、その内容についてのご説明になっております。

12ページをごらんいただきますと、具体的に人材の議論に入っていくに当たってですね、どうしようかということが書かれておりまして、丸の二つ目ですけども、地域包括ケアを支える人材につきましては、フォーマルとインフォーマルサポート、これにそれぞれ従事される方々もしくは支える方々、そういうふうに分けてですね、そして議論をするというようなまとめになっております。

フォーマルサービスについて第1節から議論がありまして、13ページには人材の確保という議論ございまして、やはりなかなか福祉人材の確保が大変であるというところから、小中学生から社会の一員となって社会参加、福祉でも参加する仕組みづくりというものが重要だということでございます。

14ページにかけまして、そのことが書いてございます。都におきましても、今年度から小学生を対象にした福祉職場を知っていただくようなイベントといったものを新たに事業を開始してございます。

それから15ページにつきましては、新しく卒業されている方についても対象ということで、若者等にターゲットを絞ったイベントというものを昨年度から開始をしました。非常にアピール性があったということもございまして、今年度も引き続きこれについての事業の充実を図っていくということを考えております。

そして16ページが、いわゆる潜在有資格者というところへの働きかけということがございまして、それについても丁寧にやっていくということ、それから国の届け出制度が始まるということで、しっかりそれについても取り組んでいくべきだと思っております。

17ページからが、今度は育成ということになっておりまして、育成についてのターゲ



ットをどういふふうに絞っていくのかというふうな話がございまして、18ページで、今介護職員の場合でございますけども、実際にこの調査の中では前職ある方が約85%、そのうちの勤務先が介護・福祉・医療以外の業種が6割を超えているということがございまして、そういったことも踏まえて、対応しなくちゃいけないだろうというご指摘もいただいております。

それから19ページ以降が、専門性を評価する仕組みについてということで、キャリアパスのことをお話をいただいております。

そして21ページには、国会のほうで法律が通りましたが、外国人人材への対応につきましても課題があるということも踏まえてですね、それについての対応をしていく必要があるというご提言をいただいております。

最後に(3)からは、今度は人材の定着ということで、いかに定着をさせていくのかというのが重要であるということで、22ページ、23ページにかけまして、これも調査の結果でございますけども、まず介護労働者につきましては現在の仕事を選んだ理由というのが、やりがいがあるだろうとか、自分の資格が生かせるといったような非常に前向きなことで入っていただいているんですが、やめた理由というのが23ページにございますが、職場の人間関係の問題になっていたりとか、法人施設の事業所の理念やら運営のことに不満があったということもあって、やはりやりがいをもって世の中に貢献したいという気概を持ってきた方が、なかなか職場に合わなくてやめていくような実態もございまして、マネジメントもしっかりしていかななくちゃいけないだろうというご提言もいただいております。

以降は、介護職員についての説明がございまして、定着に関しては26ページをごらんいただきますと、地域での、これ武蔵野市の事例でございましたが、地域で「ケアリニック武蔵野」という事例もございまして、こういう地域での、そういうこれまでの取り組みを表彰するもしくは評価するといったような取り組みがモチベーションを上げていくというようなお話もございました。

それから27ページになりますのは、先ほど申し上げました推進機構の話、それからさまざまな努力ということで、「見える化」を図っていくということが重要だというご提言もいただいております。

29ページからは、福祉職場のイメージということにつきまして、もう少しイメージアップを図っていく必要があるだろうということがございまして、イメージアップについて

の取り組みと、これを積極的に行政としてやるべきだとかご提言をいただいております。

それから31ページにまいりまして、さらに専門人材だけでなく、多様な人材の活躍の場ということで、やはり地域で福祉職場のほうにかかわりたいという方については、できるだけ参加するようなそんなような仕組みが必要だというご提言もいただいております。

32ページまでがいわゆるフォーマルの人材の話ということで、33ページからはインフォーマルサポート等に参加する地域住民の方のお話ということになっております。

最初のパラグラフでございますけれども、地域住民の方についてはさまざまな不安があると、漠然な不安があると、そういうところですね、そういう不安に皆さん方の活動を少しでも前に進めるような、そんなような取り組みというものの仕掛けづくりというのが重要であるということで、33ページのインフォーマルサポートの例としては、例えば認知症カフェなんかについてもですね、例を挙げまして、そういう自発的な取り組みといったことが始まっているということで、さらにそういうことを積極的に取り組めるような、何らかの仕掛けづくりが重要であるといったことも各種ございました。

そして、35ページをごらんいただきますといわゆる住民の実質的な活動の推進という中では、秋山先生の図でございますけれども、継続していく地域活動のサイクルということで、まず地域を詳しく知って感じる、それから問題の背景、理由を知る、そしてフラットな仲間をふやして、それをどんどん活動していくという、こういう、つなぐ、まわす、耕す、種をまくといったようなサイクルを地域でうまくできるような、そんなような取り組みを進めていくということが、非常に重要だというようなこともご提言もいただいております。

それから37ページにつきましては、フォーマルサービスとインフォーマルサポート、これを結びつけるような人材の確保というのも非常に重要であるというご提言いただいております。一番最後の行でございますけれども、次のページにまいりますが、やはり地域福祉コーディネーターがかかわって非常に今活躍されていて、地域を耕しているという場合があると、それから、介護保険の中に位置づけられている生活支援コーディネーター、こういった方も地域にいてですね、非常に地域での役割も非常に進んでいるということで、こういった方のコーディネートの役割というものも見ながら進めていく必要があるだろうということで、社協の取り組みなんかのご紹介をしながら、さらにそういった取り組みを支援していくような、そんなような取り組みも必要であろうというようなこともご提言いただきました。

それから39ページは、社会福祉法の改正に伴ってのいわゆる社会福祉法人の公益活動の推進ということがございます。

それから40ページでは、企業の活動の力を活用していくということで、東京都で今やっておりますが、都と事業所との連携による高齢者の支え合いの地域づくり協定と、さまざまな業界の方と見守りの協定を結んでですね、地域で見守っていただくという取り組みがございまして、その取り組みにつきましてもそういったところで、企業の方々にも参加をいただいて地域の一員として活動していただくということも重要であろうということもご提言いただいております。

さらに41ページは、いわゆる教育機関との連携ということもございます。

そして42ページにつきましては、人材の好循環ということで、フォーマル・インフォーマルとそういったことも超えてですね、委員の中では議論ございましたが、専門家も地域に帰ったら1住民だということで、そういう1住民として地域でも活動していく。さらに、それをまた専門に生かしていくという、人材の好循環といったものも重要であるとのこと指摘もいただいております。

そして44ページ以降が、「おわりに」ということで、それぞれの事業者の方々への期待される行動、それから専門職の方々に期待される行動、それから私ども行政に求められる行動ということで、また行政につきましても、46ページからが今度はまず区市町村ということで、区市町村の地域の活動ということで、これにつきましては、区市町村の二つ目のポチになりますけども、いわゆる多岐にわたったさまざまな相談を受けとめていくといったような地域包括ケアへの考え方を踏まえたような支援ということも重要であるといったようなご提言をいただいております。

それから48ページ以降がですね、東京都への提言ということで、まず一つは、東京都につきましては、区市町村の皆さんを支援していくことは一緒なんだけども、都内一律に当てはめることはないような、そんなような取り組みをすべきだというようなことがある。それから、再度地域包括ケアシステムについては高齢者だけではないと。世代にかかわらないものだということも、再度お話をいただいております。

そして49ページになりますが、それを実行していくためにはさまざまな手段が必要だということで、就職説明会、イメージアップであるとか、職場体験もそういうものを施策相互間で、建前ではなくて取り組んでいけるような仕組みが必要だろうと。そしてさらに、システムにつきましても、今潜在有資格者を対象として、国がこの4月から始めました届

け出システム、それから従来やっています福祉のお仕事のシステム、そしてさらにそういったものを、フォーマル・インフォーマルを超えた方々が参加できるようなシステムということで、現在こういったようなシステムも含めてですね、今開発を進めておりまして、提供していきたいというふうに思っております。

最後ですね、49ページからが領域や世代を超えた支え合いということで、大都市の東京に住む住民というのが、特徴が、住む地域、働く地域、学ぶ地域、趣味や活動を行う地域、それぞれが違っているということで、さまざまな地域にまたがって活動しているということで、自分はどこでどういうふうな活動をしていくのかといったことの目的が持てるような形にしていくべきだということがある。

そして最後ですけれども、こうしたことによって領域や世代を超えた大都市にふさわしい地域包括ケアシステムが構築された「支援付きの地域」が実現していくことを期待するのであるということでもしていただいております。

雑駁でございますが、私からは以上でございます。

○平岡委員長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問などございましたら、どうぞご発言いただければと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

○齋藤企画政策課長 それでは、続きまして今期の審議スケジュール等につきましてお諮りしたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○齋藤企画政策課長 今期の審議会は、本年4月から3年間の任期の中で意見具申をいただくことを予定してございます。具体的な審議テーマやスケジュール等につきましては、前期の意見具申や社会保障に関する国の動き、都の施策の方向性を踏まえまして、平岡委員長や森本副委員長とご相談をさせていただきながら、改めて次回以降の総会においてお諮りさせていただきたいと存じます。

○平岡委員長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局からご説明いただいたとおり、今期の審議の進め方につきましては、私と副委員長、事務局で検討の上で、改めてお諮りさせていただくということにいたしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

○平岡委員長 ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

続きまして、東京都の今年度の福祉施策につきまして事務局からご説明をお願いしたい

と思います。

○齋藤企画政策課長 それではお手元の資料6、「2017東京の福祉保健」に基づきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

それではまず、2ページをお開きください。中段左側の円グラフが、今年度の福祉保健局の予算でございまして、総額で1兆1,494億円となっております。各分野の内訳につきましては、色分けでお示ししたとおりでございます。その右側の円グラフでございますが、東京都の一般歳出の予算でございます。福祉保健予算に都立病院等に対する支出金などを加えました福祉と保健が全体に占める割合は23.7%となっております。その下のグラフは、東京都の一般歳出額とそのうちの福祉と保健の占める割合の推移でございます。ここ数年増加傾向にありました東京都の予算は、今年度は微減となりましたが、福祉と保健の占める割合は一貫して増加傾向にございます。

続きましてその右側、3ページの中ほどが東京都の出生数と合計特殊出生率の推移のグラフを載せてございます。

おめくりいただきまして4ページの下段でございます。東京都子供・子育て総合支援計画は、平成27年に策定いたしました東京都における子供子育てに関する総合計画でございまして、今年度、中間の見直しを予定してございます。

右側5ページからが、待機児童の解消を目指しまして、保育サービスの拡充に取り組む区市町村や事業者を支援する施策でございます。

おめくりいただきまして、6ページのグラフは、棒グラフが都内の認可保育所と認証保育所の定員、また折れ線グラフが待機児童数の推移となっております。保育所の定員数は、大幅にふえておりますが、待機児童はここ数年8,000人前後で推移してございます。都では、昨年9月に待機児童解消に向けた緊急対策を取りまとめたほか、今年度予算も大幅に増額をいたしまして、保育所等の整備促進、人材の確保・定着の支援、利用者支援の充実を図っております。

1ページお戻りいただきまして5ページの下段になりますが、保育所の整備促進のため、区市町村や事業者の施設整備費のさらなる負担軽減を図る補助など、都独自のさまざまな支援策を実施いたしますほか、「とうきょう保育ほうれんそう」では、事業者が都有地での保育所の開設を希望する場合、紹介や活用の提案などを受けつけております。

再び資料をおめくりいただきまして、7ページの右側中ほどより少し下でございます、保育士に対する居宅訪問型保育利用支援事業でございますが、これは保育士が育児休業等

から復帰するに当たりまして、自分の子供が認可保育所等を利用できない場合に、いわゆるベビーシッターの利用を支援することによりまして、保育士の復職を支援するものでございます。

その二つ下、保育士等キャリアアップ補助でございますが、保育サービス事業者が職員のキャリアアップの仕組みを導入することを条件といたしまして、処遇改善に要する経費の一部を支援する事業でございますが、今年度から支援内容を拡充いたしまして、さらなる保育人材の確保・定着を支援してまいります。

その下の、保育補助者雇上強化事業でございます。保育所等におきまして、日誌の作成や行事の準備など、保育士の補助業務を行う補助者を雇い上げまして、職場環境の改善を行う事業者を支援することで保育士の負担を軽減し、離職の防止を図ってまいります。

その下が、保育所等ICT化推進事業でございます。保育所が行っております、指導計画やシフト表の作成などの書類作成業務をシステム化するために、必要な経費を支援することで、保育士の業務負担の軽減を図ってまいります。

1枚おめくりいただきまして、9ページの左側の中ほどになりますが、不妊治療費の助成でございます。子供を望む方が、早期に検査を受けまして、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、これまでの特定不妊治療費の助成に加えまして、不妊検査及び一般不妊治療にかかる費用の一部を支援いたします。

1枚おめくりください、11ページでございます。右側の下から2番目、新生児委託推進事業でございますが、乳児院に専任職員を配置いたしまして、養育、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援を実施することによりまして、家庭で適切な養育を受けることができない新生児の里親委託を推進してまいります。

若干飛びますが、19ページからは高齢者施策となっております。真ん中のグラフは、東京における人口の推移と高齢者人口の推計でございます。折れ線でお示ししている高齢化率は、今後も一貫して上昇していく見込みとなっております。

また少し飛びまして、27ページをお開き願います。一番右下、東京都介護予防推進支援事業でございますが、介護予防にかかる区市町村への総合的、継続的支援を行う中核的なセンターとなります介護予防推進支援センターを新たに設置いたします。

29ページをお開き願います。右の列中ほど、認知症高齢者グループホーム整備に係るマッチング事業でございますが、グループホームの整備促進に向けまして、不動産オーナーと事業者とのマッチング及びオーナーに対する補助金の手続等のアフターフォローを行

ってまいります。

続きまして、また若干飛びますが32ページをごらんになってください。障害者施策でございまして、都の障害者手帳の交付状況のグラフでございます。現在、「身体障害者手帳」で約48万人、知的障害者「愛の手帳」で約8万人、「精神障害者保健福祉手帳」で約9万人の方に交付しております。

また少し飛びまして、38ページをお開き願います。左の列の中ほど、都外施設入所者地域移行特別支援事業では、都外の障害者支援施設に入所する障害者の地域生活への移行及び定着を促進いたします。

同じく38ページですが、右下、障害者差別解消法に係る都の取組でございますが、東京2020大会を見据えまして、障害者への理解を深め、差別をなくす取り組みをより一層推進するための東京都条例の検討を行ってまいります。

おめくりいただきまして40ページの左側中ほど、医療的ケア児に対する支援のための体制整備と、その下の障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業でございますが、医療的ケアを必要とする障害児の支援に係る関係機関による連絡会の開催や、関係機関職員に対する研修、障害児通所支援事業所への看護師の配置をモデル実施することなどによりまして、医療的ケア児に対する支援体制を整備してまいります。

1枚おめくりいただきまして43ページをお開きください。右の列中ほどの、企業CSR等連携促進事業でございますが、障害福祉サービス事業所や障害者団体等のニーズと企業等の社会貢献活動との連携を促進するため、両者のマッチングを行う専任のコーディネーターを配置するとともに、取り組み事例などを広く発信、共有することで、障害者の社会参加を推進してまいります。

続きましてまた少し飛びまして50ページをお開きください。生活福祉関係でございます。右の列、一番上の支援付地域生活移行事業でございますが、路上生活が長期化した高齢の方が地域生活に移行できるよう、アウトリーチを実施いたしまして、本人の状況に応じた支援を実施してまいります。

その次、51ページにまいります、右の列中ほどの、ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業でございます。東京2020大会に向けまして、ユニバーサルデザインのまちづくりを一層推進していくため、障害者等を含めた地域住民による点検を踏まえて、建築物や公園等のバリアフリー化に取り組む区市町村を支援してまいります。

1枚おめくりいただきまして、53ページ、左上の働きやすい福祉・介護の職場宣言情

報公表事業でございます。人材育成や職場環境の改善など、働きやすい職場づくりに取り組む福祉・介護事業所の情報を公表することで、就職後のミスマッチを防ぐとともに、福祉業界が安心して働くことができる場であることをお示しいたしまして、福祉人材の確保・育成を図ってまいります。

その次の54ページ以降につきましては、医療、保健、そして健康危機管理の分野となっております。時間の限りもございますので説明は省略させていただきますが、先ほどの局長の挨拶にもございましたとおり、本年度は東京都保健医療計画等の改定を予定してございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問などございますでしょうか。

(なし)

○平岡委員長 はい。それでは、これからは、本日が第21期の委員の初めての顔合わせということになっておりますので、自己紹介も兼ねていただきながら、お一人ずつ、東京都の社会福祉に関連するご発言をいただければと思います。会議の時間が限られておりますので、まことに恐縮ですが、お一人2分以内でお願いいたします。

それでは、順番にということですが、急なご指名で恐縮ですが、森本委員、まずお願いいたします。順番にこの後は時計回りで、次、中村委員、成澤委員ということでお願いしたいと思います。

○森本副委員長 専門は地域福祉をやっていた関係で、地域の力といいますか、住民の力とか、それをどのように引き出したらいいかということに関心があります。前期の、先ほどご説明のありました意見具申でも、インフォーマルな力をどう引き出すかというところで少し発言をさせていただきましたけれども、少し危惧する点は、行政などのフォーマルな部分がどんどんインフォーマルに投げられているという現状が散見されるので、そんなには引き受けられないよという実態もあると思っています。そういう意味では、その線引きをどのようにするかということと、引き受けられないときに、フォーマルがどれだけ責任持つかというあたりをどうしたらいいのかというのが今一番大きな関心事です。そのあたりでお役に立てればと思っています。

○平岡委員長 ありがとうございます。

では、中村委員、お願いいたします。



○中村委員 公募で参加させていただきます、中村真佐子と申します。よろしくお願いいたします。

私は、東京都の日野市に住んでおります。日野市の社会福祉協議会の地域権利福祉事業の生活支援員で高齢者と、知的障害者の方の支援をしております。

また、日野市の市民後見人として、身寄りのない方、おひとり様の市民後見人として支援をしております。市民後見人という仕事をしているときに、やはり先ほどお話もありましたけども、インフォーマルな人材がどうしても地域で必要なのですけれども、後見人という仕事の重さ、他人の財産を管理する上に身上監護もしなければいけない、そういった責任の重さから、なかなか引き受ける方がいらっしやらないような現状でございます。私は日野市で、そういったインフォーマルな人材を少しでもふやして市民後見してくれる方を少しでもふやしていけるような活動もやっております。よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

成澤委員、お願いいたします。

○成澤委員 特別区代表で来ております、文京区長の成澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域包括ケアを進めていくために、フォーマルとインフォーマルと二つの組み立てがあるということで、フォーマルについてはそれぞれの自治体で努力を続けてきていますが、人材確保については非常に悩ましい状況になってきているなと思います。個々の、例えば特養等ですと、福祉人材が不足でショートステイ部分を開けずにいるというような、それも都内では数多く出ていますので、今後どう、その人材確保を皆さんたちと一緒に考えていく必要があると思っています。

インフォーマルな部分については、それぞれいろんな自治体でも取り組みが進められていて、私どもも社会福祉協議会で小地域福祉活動を通して、いろんな拠点をつくってきています。ちょっと明るい兆しだなと思ったのは、高齢者だけでなく、そういった地域の拠点では、子育て世代等も含めて、多世代が交流する場が幾つかでき始めていますが、今回その中から東京都の補助事業を使って、民間が運営する子育てひろば事業を、この小地域福祉活動の中から派生的につくることができました。こういった活動をふやしていくと、何でも役所が提供するサービスだけが地域での活動ではないので、これからこういった活動にも手を伸ばしていきたいと思っています。

とは言いながら、これだけ人材難が福祉現場だけでなく、企業においても有効求人倍

率これだけ上がって本当に人材難ですので、やはり最後は少子化対策を、例えば高齢者の部分はこの社会福祉審議会で議論していますし、子供の部分は児童福祉審議会で議論しているけども、実は一番時間がかかるけども、大切な少子化対策を議論する場が今のところないんですね。事業としてもボリューム感に欠けるところがあると思っています。非婚化、晩婚化、それに伴う不妊の問題、それからつながる少子化対策等について、これから非正規の人たち、30代でも400万以下の人たちがふえているということから、共働きが前提となると福祉人材はさらに減っていくということになっていきますので、少子化対策についてもどこかで議論する場を東京都でもご検討いただきたいなというふうに思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

山田広行委員。

○山田（広）委員 公募委員の山田と申します。よろしく願いいたします。

私も先ほどの方と同じように、八王子市の社会福祉協議会で、地域福祉権利擁護事業のものの生活支援員をしております。また、傾聴ボランティアとして、高齢者施設あるいは居宅に訪問して活動もしております。まだ選任に至っておりませんが、市民後見人としても研修を終えまして、社協のほうに登録をしております。

私は、社会福祉とは、誰もが快適に暮らせるような環境を整備することだと思っております。この快適というのは人それぞれ異なりますので、支援の内容もさまざまになると思います。ですから、福祉のサービスは多様なものが求められると思います。私、この部分において市民参加、とりわけ多彩な能力を持つ高齢者、元気な高齢者がふさわしいと思いますが、彼らを含めた市民参加の社会福祉が大きな役割を果たすのではないかというふうに思っています。ただ、大都市の東京では、市民参加といいましても、単なる隣同士の助け合いという枠を超えた大きな規模が必要かと思えます。したがって、しっかりした現場のニーズを捉まえて、体系的な支援体制を整え、そこにふさわしい人材の確保あるいは教育、サポートが必要かなというふうに思います。

もう一つ、今、まちを歩いてみますと、福祉の施設が多く見られます。これは感覚ですけども、さらにふえ続けているように思うんですね。福祉の現場では、人の確保が難しい、あるいは忙しくてきゅうきゅうとしているということを目にします。私はこのような状況ですと、毎日の仕事をやること、そのことが福祉の目的となってしまって、本来、福祉の目的にかなう状況にあるのかどうかということを見失いがちになるんじゃないかというふ

うに思っております。現場が抱える問題点というものは、利用者さんの目線に立って顕在化をさせて、それを地域の福祉の事業者あるいは関係機関と共通認識をして、解決につなげるような仕組みも必要かと思っております。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

山田昌弘委員、お願いいたします。

○山田（昌）委員 中央大学の山田昌弘でございます。

前回に引き続いて委員をさせていただいております。専門は、家族社会学ですが、最近結婚問題でかり出されることが多くなってまいりました。私、前回の委員会でも述べさせていただいたこととほとんど重なるんですけれども、3点、思うところを述べさせていただきますと思います。

まず、第1点は、これから家族がいなくなる人が相当程度ふえてくるということです。先日、社会保障・人口問題研究所の人口推計が発表されて、私、いろんなところでちょっとコメント等でかり出されたところではありますが、大ざっぱに言って生涯未婚率が25%、あと離婚が、今、3組に1組が離婚なので、多分、今後、今から二、三十年後は、配偶者、子供がいなくて高齢に突入する人が、多く見積もれば二人に一人、少なく見積もっても三人に一人は、いわゆる配偶者もいなく、子供もいなく、一人で高齢を迎える社会になります。日本の社会保障制度というのは、ひとり暮らしであってもどこかに家族がいる、兄弟であろうが、配偶者、兄弟もしくは子供といったところで家族がいるということ的前提を組み立てられていましたが、将来は、つまり今から50年後には遺体の引き取り手がない高齢者が日本全体で年間四、五十万人に達することはほぼ確実だと思いますので、今からそれも含めた対策をしなくては、準備をしなくてはいけないんじゃないか。今は私が「パラサイト・シングル」と言ったように、親と同居しているので結婚してない人もひとり暮らしじゃないんですけれども、そういう対策をしなくてはいけなくなる、だから早く準備をしてほしいというのが第1点です。

第2点は、前回も福祉の担い手、人材なんですけれども、これも私、最近、社会学等では、ケアというものは労働なのか愛情表現なのかというような議論がなされるようになってきて、同じケアをするのでも、ある人は公務員として十分な給料を持ちながらケアをしている。正社員や正規の公務員としている。ある人はNPO職員や有償ボランティア、さらに現場のパートタイムのように、非常に低収入でケアなり、サポート活動をしている。

さらには、一方で、ボランティアとか家族のようにお金をもらわずにケアやサポートをしている。つまり、今までは家族で無償、公務員がたくさん十分なお金をもらっているというような形でしかなかったのが、いろんな形でケアが供給されているというのは、一体ケアをする人にとってどういう意味を持つのかというのは、去年、すみません、ちょっと長くなって申しわけございません、去年、テレビで「逃げるは恥だが役に立つ」という中で、いわゆる「やりがいの搾取」という言葉があって結構話題になりました。つまり前回の調査で、働きがいがあるから55.9%、働きがいがあるからこの職を選んだというのは、逆に言えばやりがいの搾取になっていないだろうかという点も考えていかなきゃいけない。東京都ではありませんが、私の知り合いで、NPOでサポート活動をしていた人が、急にやめることになった理由を聞いたら、夫が退職するんで私が家族を支えなきゃいけないのですごくやりたかったんだけど、民間の給料の高いところに変わらざるを得なくて残念だというふうに言ってきた人もいらっしゃいます。2番目がその点。

第3点は、やはり東京は地域格差がとにかく、日本の都道府県の中で最も地域格差が進んだところだと思っています。私は、八丈島のまちおこしのヒントとか、あと、東京の農の後継者の婚活のサポートの手伝いとか、婚活の手伝いなどの事業にもかかわっているんですけど、いわゆる伝統的な農村地区もあれば、多様とってしまえばいいんですけど、事実上格差で、周りに助けてもらいたい人ばかりいるような公営住宅の地域もあれば、非常に裕福な地域もあるということで、多分、東京というのは日本全体以上に格差が大きい。その地域ごとの格差が大きいところでどういうふうにしていったらいいかということは、やっぱり考えなきゃいけないかなと思っています。

すみません、きょうちょっと大学の会議が入っておりますので、途中で中座させていただきます。申しわけございません。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。

では、横山委員、お願いいたします。

○横山委員 東京都社会福祉協議会の横山と申します。

私どもの都社協の場合、昨年一番問題だったのは、やはり改正社会福祉法の対応でございまして、一つはやっぱりガバナンスの強化ということで、各社会福祉法人の要綱改正が、足並みがそろろうかと大変心配していたんですが、こちらのほうは厚労省とか各区市町村のほうの行政関係のチェックがありますので何とかいったんですが、問題は、新年度から新法のもとでの理事会・評議員会、それから、内規の問題が、関連内規の改正がいっぱい残

っていて、そこがきっちりうまくいくのかなというのは、今の法人の支援を含めて、私も今注視しているところでございます。相変わらず、社会福祉法人関係の不祥事等がありまして、こういうことも含めてガバナンスの強化をしていきたいと思っております。

あと、もう一つは地域公益活動、これも同じく改正社会福祉法が求めているところがございますが、これにつきましては、昨年の年末の時点で、私どもの会員を中心に約4分の1、法人で言えば250を超えて、事業所でいくと1,000事業所が、とりあえずその地域公益活動をやりましょうということで賛同いただいて、会費を払って組織に加わっていただきましたので、年度末の理事会・評議員会で若干これ、積み上がっているんですが、あと、大半は様子見という状況で、本年度から具体的な事業に入る中身になっております。

あと、そこで問題なのは、区市町村において、この地域公益活動を行う前提のネットワークがまだできてない。できていても、そのネットワークに乗るものがないということがまだ多いということと、あと、一番問題なのは、社協を中心に地域の社会福祉法人とのつながりがかなり弱いのと、先ほどありましたフォーマルの組織である社会福祉法人と、インフォーマルにつながりが何かうまくいってないというのがありまして、これを今後、地域包括なんかも含めていろいろ問題が出るのかなというふうに思っています。

あと、もう一つ、すみません、先ほどの人材確保の問題が出ております。やはり私どもとしてはフォーマルな人材を確保しなきゃいけないということなんですが、やはり状況はあんまり、新年度に入っても、またいろんな推進機構をつくったところでもすぐに結果が出るわけじゃないので、どうしても長期的に見ざるを得ない。やっぱりうちの中の議論の中でも、今いる人材をどう活用するかという生産性のほうにやはり議論が移りつつあるかなというふうな状況でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

では、和気委員、お願いいたします。

○和気委員 今期よりこの審議会のほうに参加させていただくことになりました、首都大学東京の和気と申します。

私のほうは、専門は高齢者福祉の領域及び社会福祉における相談援助活動の方法論を専門としております。これまで大学があります地元の八王子市ですとか、あるいは中野区、世田谷区などにおきまして、審議회를初め、高齢者福祉領域のさまざまな委員会等で地域の方々と一緒に活動させていただいてまいりましたが、一昨年からは地元の八王子市さんと、それから地域の社協さんですとか、あるいは民生委員さん、市民活動団体の方々と協

働して、学内においても多世代協働の交流事業、カフェ活動などにも着手いたしまして、昨年からは包括連携協定等を結んで実施をさせていただいております。まさに、今回の意見具申にもありましたように、若い人材がいかに関域において、就職する領域はどこであろうとも地域活動に参加できるような、そういう人材の基盤づくりというものがこれまで必ずしも大学等においても十分やれてこなかったという反省も含めまして、ちょっと遅きに失しているんですけれども、そのような活動に現在取り組んでおります。

また、個人的には社会福祉系の大学等で組織する団体において、国際的な領域においてちょっと活動しています関係で、よりグローバルな視点から、そして、極めてローカルな視点から活動に取り組む中で、今回はこの東京都の審議会において、皆様方から一応勉強させていただきながら、積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊光子と申します。

この審議委員と民生委員で、多分ことし10年目ぐらいに入ると思いますが、私は、東京商工会議所からの代表で出ております。女性会の理事、副会長などをさせていただくとともに、日本商工会議所の常任理事などで活動しておりますが、自身の仕事としては、一般社団法人日本認知症コミュニケーション協議会の理事長をしています。全国で認知症関連の検定試験を実施しております。

受験者は、7割、8割が看護師、介護福祉士など専門職です。民間の資格であるということですが、介護保険などの加算が取れないだろうかと、その婦長さんから電話が入りまして、厚労省に問い合わせますと、国家資格じゃないからという。これだけ人材不足をして、特にこの認知症問題でやめる人たちはものすごく多いです。民間資格でも確認したうえで認めてほしいです。認知症や介護に関わる人材は、ますます必要になります。民間団体、行政の連携が必要だと思います。

○平岡委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 学識経験者の中の名簿に入っております、ケアーズ白十字訪問看護ステーションの統括所長をしております、秋山と申します。

在宅分野の看護ということで前期から参加をさせていただいておりますが、現在、この

白十字訪問看護ステーションの中で高齢化の進む団地の中で、「暮らしの保健室」という、予防というか居場所づくりの活動もしています。また、昨年から東京都江東区豊洲に「マギーズ東京」という、がん患者と家族のための相談支援の施設をオープンし、そのセンター長を務めております。今後、病院から地域へという医療体制の変化の流れがあるんですけれども、そこに地域での看護を担う人材はまだ育っていない状況で、東京都が行う教育ステーション制度などを活用できたらと考えています。人材がうまく育ってくれたらというふうに思い、教育ステーションの一つとして協力をしつつですが、やはり働き盛りの看護師も含めて、介護の人材は子育ての支援をしないとのりきれません。都会の中でその点を十分しないといけませんので、きょうのこの保育の対策等も含めて人材確保ということと、将来現役を目指す看護師たちがリタイアしても勤め続けられるような職場の確保と、そういう人をうまく活用した地域での見守り、予防、そして、医療と介護の橋渡し役、そういうところで何かしらの経験をもとにした意見が述べられたらというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○畔上委員 都議会議員の畔上と申します。

私、地元の江東区で生活相談事務所を2カ所開設しているんですが、私自身が保育士出身ということがありまして、子供や、また障害者の方の相談が多いんですが、最近多くなっている相談が40代、50代のひとり暮らしの男性の暮らしの問題の相談が多くなっております。先ほど、先生のほうから遺体の引き取り手のない方が今後ふえていくというお話がございましたが、本当にそのことを私自身も日々の活動の中で実感しております。その問題を、やっぱり今後の大きなテーマになっていくんじゃないかということと、もう一点は、団塊の世代の方の相談も大変ふえてきてまして、ご自身の病気や介護の問題もあるんですが、団塊の世代の方の親御さん、95ぐらいから100歳ぐらいの親御さんの介護、そして、ご自身の病気や介護、そして、自立がなかなか困難なお子さんを抱えているということで、退職金が2,000万、3,000万円出ている、なかなか中間層の方でも貧困層になっていくという、この高齢者の貧困問題というのは、私は非常に今後、大きな課題になって、今の大きな課題になっているんじゃないかと思っております。そういう点では、ぜひ実態調査も含めて進めていただけたらありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。

井上委員、お願いいたします。

○井上委員 日本社会事業大学の井上と申します。今期から委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私の仕事や生活と絡めながら二つのことをお話します。一つは、仕事についてです。仕事は、大きく二つのことをしています。一つは、住まいに関することです。これは前期の明治大学の園田先生と同じようなことをやっているとご理解下さい。もう一つが、福祉専門職のリカレント教育を専門職大学院でしています。福祉現場で働いている人の対人支援の質を深めていくことと、その方々が組織の中間管理職になって、マネジメントを学んでいくところをやっています。これら仕事の内容が、ここで何らかの形で生かせればと思っています。

今お話ししたことが私の外的キャリアですが、もう一つ、生活の話をしてします。私自身は、10年ぐらいの間に生活と仕事を統合させて地域に戻りたいと思っています。そのために、この数年間で社会福祉士を取得し、去年は週2回、介護の現場でヘルパーをしていました。ことしはマンションの防災員を務めています。何でもこういうことをしているのか、私の中でもまだ解答は出てきていないのですけれども、ある作家の方が、「人が幸せに生きていくためには、生きていけるだけのささやかなお金、家族あるいはそれにかわる親密な共同体、役割」とお話ししています。多分、親密な共同体をつくっていく場所は仕事の間ではなく、地域なんだろうと思って、こういう生活をしているのではないかと考えています。なりたいものは民生委員とはちょっと違います。職場の福祉専門職で同じようなことを考えている方も、民生委員よりもうちょっと軽いものだよねとおっしゃる方がいます。そのあたりに何かこれからのインフォーマルケアとフォーマルケアをつなげていくものがあるのではないのかと思っています。これからどうぞよろしくお願いいたします。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。

河野委員、よろしくお願いいたします。

○河野委員 東京都議会議員、板橋区選出の自民党の河野ゆうきと申します。今回初めて参加させていただきました。

先ほど、また山田（昌）先生のほうからご指摘ありましたけど、遺体の引き取り手ということで、自分自身も他人事ではないなと思っているのは、私自身も実はお墓が三つもありまして、家内の実家と、家内の母方の実家と、あと多分自分のですね。うちの夫婦二人なんですけど、子供が私はいないものですから、私たち夫婦がいなくなったらどうすればいいのかなということも今から考えなきゃいけないなと思っているんですけど、やっぱり



改めて、一つ一つの政策というのは非常に大切でやっていかなきゃいけないんですけど、全体として、やっぱり家族制度の見直しというのも考えていかなきゃいけないのかな。もう一度改めて家族制度の重要性というのも、これは思想・信条とかではなくて、やっぱり考えていかなきゃいけないのかなというふうに常日ごろ思っております。

先ほど、あと地域格差ということを東京都内でというお話ありましたが、成澤区長のところと違って、うちの板橋区というところは、もう60%も福祉費がかかってしまっていると。区の歳出の60%が福祉費ということなものですから、これからそれをどういうふうに見直していくのかということも含めて、総合的なことをこれから考えていきたいなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

琴寄委員、お願いいたします。

○琴寄委員 公募委員の琴寄陽子と申します。よろしくお願いいたします。

私は、東京都足立区で夫と酒屋を営んでおまして、直接福祉には関係のないところから来ています。小学生の子供と夫の母親と四人暮らしをしています。周りには都営団地なんかも結構多くありまして、その中で仕事も地域密着ということで、いわゆる福祉を必要としている人が結構多くいる地域だと思います。そういったところの中で独居老人だったりとか、生活保護を受けている人だったり、シングルマザーの人だったり、そういう人たちとのかかわりを日常的にする中から、そういう人が本当に福祉を必要としているところに必要なものがちゃんと行き届いているのかなというのを、専門家ではないところの目線から声を上げていきたいなというふうに思って応募させていただきました。

それから、もう一点、私はフリーランスで出版関係の仕事を、編集者をしているんですけども、そういうところで、いわゆる都市部のホワイトカラーの労働者というところで、社会の縮図といいますか、大企業で働く人とその下請で働く人で、特に若い世代の人の労働環境、そこはいわゆるブラック労働というようなものですかね、そういう中の格差というものもすごく目にすることがあります。それは福祉のいろいろ言われている中で福祉の現場で働き手がいない、若い人たちの労働環境というところにもつながってくると思うんですけども、そういった人たちも、実はもう福祉が必要なぐらいじゃないかと。一生懸命働いても、若い人が結婚したり、子供をつくったりということがどうしても、もうちょっといっぱいいっぱい考えられないというようなものもすごく目にしますので、そういった社会の格差、それから地域の格差、そういったものを本当に生活者の目線という

ところから声を上げていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。

では、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 臨時委員として残らせていただくことになりました。よろしく願いいたします。

私の個人的な関心を少し話させていただきたいと思います。ここ数年来、社会福祉協議会、見守り相談室、地域包括支援センター等の職員の方々と一緒に、現場データの見える化に取り組んでまいりました。現場の方々は本当にいろいろなことをやっておられるのですが、なかなか自分たちのやっていることをご自分たちでも分かっていない面があります。また、上司の方にもちゃんと伝えられていない。さらに、委託の場合には行政に何をやっているかということが伝えられていない。そこで何とか自分たちのやっていることを見える化できないかということで一緒に研究をさせていただいてきました。しかし現場の方が自分たちでデータをつくるというのは難しいことですし、データはつくっても、それをどのように解釈して、どのようなことを引き出すかというのはなかなか難しいことです。しかし、そういうことをやっばりやりませんと、ただ行政からの委託事業を受けてやっているだけで、やらされ感が強くなってしまわないかと思います。やはり自分たちでデータを整理し、分析して、自分たちがどういうことをやっていくかという方向性を見出す、できたら提言をするというようなことができないかということに取り組んできました。見える化というのは企業では当たり前になってきているようですが、福祉の現場でも、職員の方々が自分たちの活動を見える化していくということに取り組んでいきたいと思います。また、行政の方でも、バックアップしていただけるといいのではないかと考えております。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございました。

では、斉藤委員、お願いいたします。

○斉藤委員 東京都議会議員で、民進党都議会会派の東京改革議員団の斉藤あつしと申します。

選挙区は小平市になります。今現在、社会福祉士と看護師をっておりますので、議員をやりながら、株式会社でホームヘルプサービスと相談支援事業、一般社団法人で精神障害者の就労支援のB型を持っています。また、ちょっと頼まれて、6年前からNPO法人のほうのホームヘルプサービスと、任意団体のホームヘルプサービスの代表もさせていた

だいているんですが、社会福祉の審議会の中で、大変広い範囲の福祉を取り扱っている中で、先ほどから出ていますように人材の不足とか、あと、今度の介護保険の改正においては、総合支援事業が市区町村のほうに振られて、ちょっとボランティア的なサービスが出てくるという局面になっております。実は、その頼まれて6年前からやっている任意団体については、30年前に創設をされた団体でして、200人ぐらい今でも賛助会員を含めているんですけれども、年間6,000円で、当時、民生委員をやめられた女性の方が何人か集まって、民生委員やっているときに、介護力がない家庭のお年寄りなんかはどうしたらいいんだろうというふうなことで、ホームヘルプサービスを始めたというのがスタートでございまして、それがずっと続いているということです。今その総合支援事業なんかだと少しボランティア的なという話をしましたけども、ちょっと今やっぱり心配しているのは、ある程度覚悟を持って30年やっている人たち、そして、また創設のときの苦労なんかを聞いていると、相当責任を持ってやるという、やっぱり難しさというものを痛切に感じるんですけども、ちょっと今、本当にこの短期間で制度改革の中でそういったところを、もともとやっているところに対して行政が支援をしていくんだったらいいんですけども、何か少し責任感が強い人が一生懸命、地域のためにやって、かえってプレッシャーに負けてしまうとか、無理をしてしまうということがないようにしてほしいなということをおっしゃってあります。そういう意味で、もちろん今、行政の部分については市も東京都も昔みたいにサービスをつくった、やるというんじゃなくて、本当に地域の中でものすごい金にならない取り組みをしている民間の方がたくさんいらっしゃることはもちろん東京都もよく知っていると思いますし、東京都は、やはりその部分に対して常に黒子としていいサポートを地域に対して、民間に対してしているねというふうに言われるのが、今のやはり立ち位置であるべきだと僕はずっと思っています。ですので、この社会福祉審議会については、広域なテーマを扱いますけども、ぜひその姿勢を常に念頭に置いて議論ができるといいなというふうに思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

白波瀬委員、お願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願いたします。東京大学人文社会系研究科の白波瀬と申します。今期から参加させていただきます。

皆様、今ずっとお話を伺っていて、福祉の分野でかなり蓄積及び専門家でいらっしゃるのに、私は多分一番専門外だなと感じながらここに座っております。私がやってきたこと

は、少子高齢化と人口変動のもとに社会構造がどう変化していったのかということで、専門は社会学で、特に社会階層論、不平等のこと、そして、社会保障制度と、家族を含むような福祉社会国家論みたいなことをやっています。

そこで、きょう初めて参加させていただきまして、感じたことは福祉というのはある意味で近いんですけども、遠いんですね。今先生方のお話を聞いていても、やっぱり現場感覚がとってもおありになるということなんです。ただ、その一方で、じゃあ、それをマクロなところでどういうふうに位置づけるのかといったときに、現場は一番そういう意味では心を打たれる場所ですし、最も感情的にも動かされる場所ではある一方で、政策という、ある意味でマクロなレベルでの提言、あるいはそれを実装として、具体的に実現化するということで、その間が見えにくくなってしまいう感覚が非常にしております。そういう意味で本委員会、前期、人材難ということで着目されたことについては非常に有益だと思うんですけども、この中で、やはり専門職、専門教育という教育分野の提言が具体的に見当たらなかったのは、これから実働のところでやられるのかもしれませんが気がなりましたところなんです。

そして、専門というところで1点、少子高齢化ということがありましたけれども、東京都は最も出生率が低いところであります。その背景には分母の人口、つまりその対象になる若い人たちが比較的ほかの地域に比べると多いということも一つあるんですね。結果として、人口構造は、高齢化が全国の日本の高齢化率に比べると低いということもあります。逆に言えば、多くの人たちがここで住んでいます。また同じ若者といえども人材難という点でも、2020年のオリンピックを見据えて、製造業では非常に求人があるんですけども、そのほかではどうかといったように、いろんなところの横串のところを少しここでも議論させていただけると大変ありがたいのかなというふうに思います。

以上です。

○平岡委員長 筒井委員、お願いいたします。

○筒井委員 大変、お疲れのところと思いますが、私が最後ですので、あと2分だけ、お時間をいただいております。私は、国立障害者リハビリテーションセンター研究所、国立医療・病院管理研究所、国立公衆衛生院、それから、国立保健医療科学院（国立医療・病院管理研究所と国立公衆衛生院が統合した研究教育機関）というように、厚労省の研究機関で医療・介護・福祉・保健・公衆衛生に関わる研究に従事し、現在は兵庫県立大学大学院経営研究科で主に医療や介護系機関の経営に関する研究をしています。

これまでかかわった政策としては、介護保険制度における要介護認定のコンピュータ用のロジック開発や、医療保険制度における診療報酬の算定要件となっています。「重症度、医療・看護必要度」という指標の開発といった、今、はやりの科学的根拠に基づいた施策研究をやっておりました。前回から、この委員会に入れていただいておりますが、都道府県の行政というのはなかなかおもしろいと思って参加させていただいているところです。現在は、経営的な観点を含めた地域包括ケアシステムに関する理論や、このシステムをつくっていく方法論に関しての工程管理の研究をしております。そこで、東京に必要な視点ということで、先ほど山田（昌）先生が三つおっしゃったので、私も三つお話しさせていただきます。

一つは、東京都における「コミュニティ・ベースド・ケア」をどのように実現するかということです。これも先ほど山田（昌）先生がおっしゃったように、東京は八丈島から田園調布、霞が関と、街のあり様が多様です。これは、わが国の施策を検討する場合と同じですが、これ、やっぱり、その区市町村にとっての分相応のシステムをつくっていくことを示す必要があるのではないかと考えています。これについて、もう少し、都は踏み込んだ政策を示さなければならないのでしょうか。どの自治体も、みなが世田谷区と同じシステムをつくるということではないと思います。つまり、先ほど申し上げたように「コミュニティ・ベースド」ということを改めて、はっきり言うべきときが来ているなという感じがします。

2番目は、「インテグレートド・ケア」の実現についての方法論をどう示すかということです。これは、訳しますと統合ケアという意味ですが、欧州では、主に医療と介護のサービスの提供システムの効率化・公平化ということを示す場合が多いです。東京都において、医療サービス、介護サービスというのをどのように効率的に提供するシステムを構築すべきかを考えていくうえで福祉というか生活支援をどのように考えるかを示していく必要があります。医療と介護というと、何か福祉は関係ないみたいな感じになられることが多いわけですが、いわゆる生活保護を受けておられる方の医療扶助、介護扶助の問題は皆さんご存じのとおりですし、疾病に罹患して、治療が終わった後に必要となるのが、生活支援です。東京のそれぞれの市区町村で医療や、介護、福祉サービスを統合して、この効率的な提供システムというのを考えていかねば、ならないが、それをどう提示するのかというのが一つ大きなテーマになると思います。

それから、3番目は、これは多くの先生方が先ほどからご発言されておられますように、

都市での未婚化の進展は、無孫の方、すなわち孫がいない人たちが50年後には、かなりの数になるだろうという、そういうデータ社保研（社会保障人口問題研究所）が出しております。これは、無縁化が進んだ社会を創り上げることになります。東京という都市は、人類史上、はじめて大都市における無縁化社会を包含することになります。東京は無縁の方々が生きていける都市を形成しましたが、次は、これらの多くの無縁者の死を迎える社会をどうつくるかという新たなチャレンジをこの東京はしていくことになります。おそらく社会福祉審議会にとって、この問題に向き合うことは必須となると思います。そこに向き合えるかどうか、これからのこの審議会の大きなテーマになるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。自己紹介も含めてということだったんですが、最近のご関心のテーマなどを加えて、かなり貴重なご意見、ご提言もいただけたのではないかと思います。

まだ、もう少し時間がありますので、追加のご発言がありましたら挙手いただければご発言いただくことにしたいと思います。いかがでしょうか。

(なし)

○平岡委員長 はい。特にございませんようでしたら、この程度ということにさせていただきますと思います。

それでは、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○齋藤企画政策課長 事務局からご連絡3点ございます。

まず、次回の開催日程についてでございます。こちらにつきましては、委員長、副委員長とご相談をさせていただきまして、改めてお知らせをいたします。

それから、本日の資料でございますが、お持ち帰りをいただくか、また、お荷物になるようでしたら、そのまま机に残していただければ、郵送をさせていただきたいと存じます。

最後でございます。お車でお越しいただきました方につきましては、駐車券のご用意がございますので、お帰りの際、受付までお声がけをさせていただきたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、本日の審議会は、これをもちまして閉会とさせていただきます。長時間にわ

たり、どうもありがとうございました。

(午前11時34分 閉会)